

パブリックコメント

ご意見・ご提案を募集します！

埼玉県警察本部

暴力団を社会から排除するための「埼玉県暴力団排除条例（仮称）」の制定について、県民の皆様のご意見・ご提案を募集いたします。

1 制定の趣旨

暴力団員による県民に対する不当な行為が県民生活や県内における社会経済活動にとって大きな脅威となっています。そこで、県民の安全で平穏な生活の確保と県内における社会経済活動の健全な発展のため、暴力団を社会から排除するための埼玉県暴力団排除条例（仮称）を制定します。

2 埼玉県暴力団排除条例（仮称）案の概要

(1) 県・県民等の責務

ア 県の責務

県は、県民、事業者、暴力団排除を目的とする団体等と連携しながら、暴力団排除活動に対する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

イ 県民等の責務

県民及び事業者は、暴力団員等と社会的に非難される関係を持ったり、その行う事業により暴力団を利することができないよう努めるものとします。

(2) 県による県民等に対する支援等

ア 県民等に対する支援

(ア) 県は、県民、事業者、暴力団排除を目的とする団体等に対し、情報提供等必要な支援を実施することとします。

(イ) 県は、暴力団員等に対する損害賠償請求等の民事訴訟の提起に関し、情報提供等必要な支援を実施することとします。

イ 暴力団離脱者に対する支援

県は、暴力団離脱者（離脱希望者）に対し、県暴力追放運動推進センター等と連携しながら、就労支援その他の必要な措置を講じることとします。

ウ 暴力団排除活動関係者等に対する保護対策

県は、暴力団排除活動関係者、暴力団離脱者、暴力団犯罪被害者等暴力団員から被害を受けるおそれのある者に対し、警察官による警戒、保護対策資機材の貸付け等必要な措置を講じることとします。

(3) 県の事務・事業からの暴力団排除

ア 県の事務・事業から暴力団を排除するための措置

- (ア) 県は、公共工事、物品資材の調達、補助金等の交付等をはじめとして、県の事務・事業から暴力団を排除するための措置を講じることとします。
- (イ) 県の職員は、暴力団員等から不当要求を受けた場合、知事に報告しなければならないこととします。

イ 県の事務・事業に係る契約の相手方が不当要求を受けた場合の措置

県は、公共工事の受注者等に対し、暴力団員等から不当要求を受けた場合の県等への報告・通報を義務付けるとともに、これを怠った受注者等に対しては、契約を解除し、又は一定期間入札に参加させないなどの措置を講じることができます。

(4) 暴力団の資金獲得活動に対する規制等

ア 事業者による暴力団員等に対する利益供与の規制

- (ア) 事業者は、暴力団員等に対し、暴力団の威力を利用する目的等で利益の供与を行ってはならないこととします。
- (イ) 事業者は、取引の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めなければならないこととします。

イ 暴力団員等による利益受供与の規制

暴力団員等は、事業者から前記の利益の供与を受けてはならないこととします。

(5) 暴力団事務所の開設等に対する規制

ア 暴力団事務所の排除

一定の施設の敷地から一定の範囲の区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならないこととします。

イ 不動産所有者、宅建業者及び建設業者の責務

不動産所有者、宅建業者及び建設業者は、暴力団事務所の用に供されることを知りながら、不動産を譲渡(賃貸)したり、建物を建設してはならないこととします。

(6) その他

ア 青少年に対する教育等のための措置

県は、中学、高校生等に対し、暴力団の活動実態や暴力団排除活動の重要性に関する教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるとともに、青少年の育成に携わる者に対し、情報の提供等必要な支援を実施することとします。

イ 広報・啓発活動

県は、暴力団排除のための基本理念や暴力団排除活動の重要性等に関する広報啓発活動を推進し、県民等の暴力団排除意識の高揚を図ることとします。

(7) 制裁措置等

ア 規制区域内において暴力団事務所を開設した者には、罰則を科すことも検討します。

イ 事業者による暴力団員等に対する利益供与行為、暴力団員等による事業者からの利益受供与行為、暴力団事務所に係る宅建業者、建設業者等の義務違反行為については、勧告、事実の公表等の措置をとることとします。